

# ○ 標準貨物自動車運送約款

(平成2年運輸省告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年 国土交通省告示第二百十号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 運送業務等(第三条・第四条)  
第三章 積込み又は取卸し等(第五条・第六条)  
第四節 貨物の受取及び引渡し(第七条・第八条)  
第五節 貨物の積付け(第九条・第十条)  
第六節 事故(第十二条・第十三条)  
第七節 運賃、料金等(第十四条・第十五条)  
第八節 責任(第十九条・第二十条)  
第九節 運送期間(第五十一条・第五十二条)  
第十節 運送の申込み及び引受け(第五十三条・第五十四条)  
第十一節 運送の手数料(第五十五条・第五十六条)  
第十二節 運送の申込み及び引受け(第五十七条・第五十八条)  
第十三節 運送の手数料(第五十九条・第六十条)  
第十四節 運送の申込み及び引受け(第六十一条・第六十二条)  
第十五節 運送の手数料(第六十三条・第六十四条)  
第十六節 運送の申込み及び引受け(第六十五条・第六十六条)

第一節 総則

第二節 運送業務等

第三節 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 貨物の積付け

第六節 事故

第七節 運送の手数料

第八節 責任

第九節 運送期間

第十節 運送の申込み及び引受け

第十一節 運送の手数料

第十二節 運送の申込み及び引受け

第十三節 運送の手数料

第十四節 運送の申込み及び引受け

第十五節 運送の手数料

第十六節 運送の申込み及び引受け

第十七節 運送の手数料

第十八節 運送の手数料

第十九節 運送の手数料

第二十節 運送の手数料

第二十一節 運送の手数料

第二十二節 運送の手数料

第二十三節 運送の手数料

第二十四節 運送の手数料

第二十五節 運送の手数料

第二十六節 運送の手数料

第二十七節 運送の手数料

第二十八節 運送の手数料

第二十九節 運送の手数料

第三十節 運送の手数料

第三十一節 運送の手数料

第三十二節 運送の手数料

第三十三節 運送の手数料

第三十四節 運送の手数料

第三十五節 運送の手数料

第三十六節 運送の手数料

第三十七節 運送の手数料

第三十八節 運送の手数料

第三十九節 運送の手数料

第四十節 運送の手数料

第四十一節 運送の手数料

第四十二節 運送の手数料

第四十三節 運送の手数料

第四十四節 運送の手数料

第四十五節 運送の手数料

第四十六節 運送の手数料

第四十七節 運送の手数料

第四十八節 運送の手数料

第四十九節 運送の手数料

第五十節 運送の手数料

第五十一節 運送の手数料

第五十二節 運送の手数料

第五十三節 運送の手数料

第五十四節 運送の手数料

第五十五節 運送の手数料

第五十六節 運送の手数料

第五十七節 運送の手数料

第五十八節 運送の手数料

第五十九節 運送の手数料

第六十節 運送の手数料

第六十一節 運送の手数料

第六十二節 運送の手数料

第六十三節 運送の手数料

第六十四節 運送の手数料

第六十五節 運送の手数料

第六十六節 運送の手数料

第六十七節 運送の手数料

第六十八節 運送の手数料

第六十九節 運送の手数料

第七十節 運送の手数料

第七十一節 運送の手数料

第七十二節 運送の手数料

第七十三節 運送の手数料

第七十四節 運送の手数料

第七十五節 運送の手数料

第七十六節 運送の手数料

第七十七節 運送の手数料

(利用運送及び利用運送手数料)

第十九条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

第二十条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二十一条 特別手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかわらず、別途積みたった手数料を收取します。

第二十二条 第一項の運賃料表に記載された集貨先又は到達地において荷送人又は荷受人の指定する者

から貨物を受取り、運送申込に記載された集貨先又は到達地において荷送人又は荷受人の指図する手数料を受取します。

第二十三条 特別手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかわらず、別途積みたった手数料を收取します。

第二十四条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の五十分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第二十五条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の三十分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第二十六条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の二十分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第二十七条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第二十八条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の二分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第二十九条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の三分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の四分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十一条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の五分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十二条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の六分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十三条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の七分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十四条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の八分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十五条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の九分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十六条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十七条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十八条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第三十九条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十一条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十二条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十三条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十四条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十五条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十六条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十七条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十八条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第四十九条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第五十条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第五十一条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第五十二条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第五十三条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第五十四条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第五十五条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内

の範囲内に算出するものとします。

第五十六条 第一項の運送手数料は、荷物の運送による運送手数料の一分の一セント以内